

基発第 0423004 号
職発第 0423001 号
平成 19 年 4 月 23 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示の適用について

今般の第 166 回通常国会において成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」(平成 19 年法律第 30 号。以下「改正法」という。)等の施行については、本日付け厚生労働省発職第 0423001 号「雇用保険法等の一部を改正する法律及び雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行について」により厚生労働事務次官から通達されたところであるが、改正法に基づき、平成 19 年度における雇用保険率について、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示」が本日告示され、平成 19 年 4 月 1 日以降の期間に係る労働保険料から適用となったところである。その趣旨及び内容は下記のとおりであるので、これに御留意の上、事業主、労働保険事務組合等関係者に対する周知の徹底を図るとともに、これら関係者に対する指導その他事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

現下の雇用失業情勢及び雇用保険財政の状況にかんがみ、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)第 12 条第 5 項、第 8 項及び第 9 項の規定に基づき、平成 19 年 4 月 1 日から 1 年間、雇用保険率を 1,000 分の 4.5 引き下げ、次のように変更することとしたものであること。

- 1 2 及び 3 以外の事業 1,000 分の 15
- 2 次に掲げる事業 1,000 分の 17
 - (1) 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業(園芸サービスの事業を除く。)
 - (2) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く。)
 - (3) 清酒の製造の事業
- 3 土木、建設その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業 1,000 分の 18